

令和5年9月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

インボイス制度について⑥

国税庁 Q&A

インボイス制度の開始まで1ヵ月となりましたが準備はいかがでしょうか。以前ご案内をしました国税庁のQ&A（「No.542 インボイス制度について⑤」参照）につきまして、改訂・追加されました主なものを何点かご紹介します。

1. 少額な対価返還等に係る適格返還請求書の交付義務免除(Q&A 問 29)を参照

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務が免除されます。この1万円かどうかの判定は、返還した金額や値引き等の対象となる請求や債権の単位ごとの減額金額により判定します。

2. 令和5年10月1日前後の取引に係る適用関係(Q&A 問 38)を参照

例えば、売手が出荷基準により令和5年9月に課税売上げを計上し、買手が検収基準により令和5年10月に課税仕入れを計上するといったことも生じます。この場合、売手は適格請求書の交付義務はありません。また買手は区分記載請求書等保存方式により仕入税額控除の適用を受けることができます。

3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引で賃借人が賃貸借処理した場合(Q&A 問 97)を参照

所有権移転外ファイナンス・リース取引について、賃借人が賃貸借処理によりそのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理している場合、リース資産の引渡し時に交付を受けた適格請求書を保存することにより、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間ごとに計上した課税仕入れに係る仕入税額控除の適用要件を満たすこととなります。

4. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(Q&A 問 108)を参照

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）が設けられています。

5. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置<2割特例>(Q&A 問 111)を参照

免税事業者が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適格請求書発行事業となる場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

※それぞれの取扱いについてより詳しくは国税庁のQ&Aをご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm